

学校業務支援システム管理運用要綱の一部を改正する要綱

学校業務支援システム管理運用要綱（平成 30 年日野町教育委員会要綱第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第 5 条 システムを安全かつ円滑 <u>(削除)</u> に運用し、第 2 条第 1 項及び第 2 項の実現を図るため、部会において、次の事項について協議する。</p> <p>以下略</p> <p>(表簿の作成と原簿)</p> <p>第 1 3 条 次の表簿（以下「表簿等」という。）は、電磁的記録を必須とし、システムの機能を利用して作成するものとするものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) (削除)</u></p> <p>(4) 児童生徒健康診断票</p> <p>(5) 保健日誌</p> <p>(利用者情報の管理)</p> <p>第 2 0 条 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第 5 条 システムを安全かつ円滑な<u>運用</u>に運用し、第 2 条第 1 項及び第 2 項の実現を図るため、部会において、次の事項について協議する。</p> <p>以下略</p> <p>(表簿の作成と原簿)</p> <p>第 1 3 条 次の表簿（以下「表簿等」という。）は、電磁的記録を必須とし、システムの機能を利用して作成するものとするものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 卒業生台帳</u></p> <p>(5) 児童生徒健康診断票</p> <p>(6) 保健日誌</p> <p>(利用者情報の管理)</p> <p>第 2 0 条 略</p>

2 システム責任者は、利用者情報の登録又は変更をしようとするときは、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号又は様式第8号により、システム管理者に申請するものとする。この場合において、申請する方法は、システム管理者が別に定める方法によるものとする。

2 システム責任者は、利用者情報の登録又は変更をしようとするときは、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号又は様式第5号により、システム管理者に申請するものとする。この場合において、申請する方法は、システム管理者が別に定める方法によるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。



様式第7号（第20条関係）

学校業務支援システム 新規グループ申請書

申請者	学校名	職員番号	役職	名前

作成するグループ

グループ名	所属する役職グループ	所属する市町村または学校

様式第8号（第20条関係）

学校業務支援システム教職員情報（役職変更）申請書（市町村職員）

学校名	名前	ふりがな	性別	ログインユーザ ID	現在の役職	変更後の役職	役職登録日（修正）